



特定療養費ってなに？

特定療養費とは、病院への外来患者の集中を緩和し、診療所（かかりつけ医）と病院（専門医）がそれぞれの役割を分担し、効率的に医療を提供するために、厚生労働省が推進しているものの一つで、初診（初めて受診される時）の際、かかりつけ医からの紹介状なしに200床以上（当院は380床です。）の病院を受診された場合に、初診料とは別にいただく費用のことです。

紹介状がなくても診察は受けられますが、その場合は初診時に関する特定療養費として、初診料とは別に1,500円をお支払いいただくことになります。

当院では地域の医療機関、介護施設と連携し、それぞれの役割を分担した質の高い医療の提供を考えており、より地域のネットワークを大切にし、患者さまが安心して医療を受けていただくよう取り組んでおりますのでご協力下さい。

